

特定健康診査等実施計画

三菱自動車健康保険組合

平成19年11月

背景及び趣旨

我が国は国民皆保険のもと世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。しかし、急速な少子高齢化や国民の意識変化などにより大きな環境変化に直面しており、医療制度を持続可能なものにするために、その構造改革が急務となっている。

このような状況に対応するため、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、保険者は被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査(特定健康診査)及びその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導(特定健康指導)を実施することとされた。

本計画は、特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健康審査及び特定保健指導の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的事項について定めるものである。

なお、高齢者の医療の確保に関する法律第19条により、5年ごとに5年を一期として特定健康診査等実施計画を定めることとする。

三菱自動車健康保険組合の現況

当健保組合は、自動車製造、自動車販売等を主たる業とする事業所が加入している健保組合である。

平成19年7月現在の事業所数は121で、全国42都道府県に所在している。但し、平成20年1月には三菱ふそうトラック・バス(株)と販社25社の統合により事業所数は96となる。

当組合に加入している被保険者は、平均年齢が39.8歳で、男性が全体の9割を占めている。

健康診断については、事業所が行っている法定健診を平成20年度からは特定健診に置き換え事業所が主体となって行っていく。

平成18年度の被保険者の健康診断実施率は95%となっている。被扶養者については、健康診断は行っていないが、35歳以上の被扶養配偶者に対し人間ドックの費用補助を行っている。

特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項

1. 特定健康診査の基本的考え方

日本内科学会等内科系8学会が合同でメタボリックシンドロームの疾患概念と診断基準を示した。これは、内臓脂肪型に起因する糖尿病、高脂血症、高血圧は予防可能であり、発症した後も血糖、血圧をコントロールすることにより重症化を予防することが可能であるという考え方を基本としている。

メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積が、体重増加が様々な疾患の原因となることをデータで示すことができるため、健診受診者にとって生活習慣病の改善に向けての明確な動機付けができるようになる。

2. 特定健康診査等の実施に係る留意事項

被保険者の健診結果のデータについては、各事業主より電子データにて結果を受領し、そのデータを当健保組合が管理する。

3. 事業者等が行う健康診断及び保健指導のとの関係

事業者健診は従来同様、事業者が主体となって行う。

事業者健診を行った場合は、当健保組合はそのデータを事業者から受領する。健診費用は事業者が負担する。

保健指導に関しては、全面的に当健保組合で実施することとする。

4. 特定保健指導の基本的考え方

生活習慣病予備軍の保健指導の第一の目的は、生活習慣病に移行させないことである。

そのための保健指導では、対象者自身が健診結果を理解して自らの生活習慣を変えることができるように支援することにある。

I 達成目標

1. 特定健康診査の実施に係る目標

平成24年度における特定健康診査の実施率を77.7%とする。(国の基本指針が示す参酌標準に即して設定)

この目標を達成するために、平成20年度以降の実施率(目標)を以下のように定める。

目標実施率

(%)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	目標値の参酌標準 (平成24年度) 単一健保組合
被保険者	60.0	70.0	80.0	85.0	88.0	—
被扶養者	30.0	46.0	56.0	61.0	63.0	—
被保険者+被扶養者	47.7	60.0	70.0	75.0	77.7	77.7%

2. 特定保健指導の実施に係る目標

平成24年度における特定保健指導の実施率を45.0%とする。(国の基本指針が示す参酌標準に即して設定)

この目標を達成するために、平成20年度以降の実施率(目標)を以下のように定める。

目標実施率

(人)

被保険者+被扶養者	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	目標値の参酌標準 (平成24年度)
40歳以上対象者	17,277	21,394	24,586	25,946	26,477	—
保健指導者対象者計	5,800	6,855	7,511	7,471	7,121	—
実施率 (%)	29.0	41.0	48.0	55.0	59.0	45.0%
実施数	1,682	2,811	3,605	4,109	4,201	—

3. 特定健康診査等の実施の成果に係る目標

平成24年度において、平成20年度と比較したメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率を10%以上とする。(国の基本指針が示す参酌標準に即して設定)

Ⅱ 特定健康診査等の対象者数

1. 対象者数

① 特定健康診査

被保険者 (人)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
40歳以上対象者数	21,390	21,069	20,753	20,442	20,135
目標実施率 (%)	60.0	70.0	80.0	85.0	88.0
目標実施数	12,834	14,748	16,602	17,376	17,719

被扶養者(被保険者任継含む) (人)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
40歳以上対象者数	14,810	14,588	14,369	14,153	13,941
目標実施率 (%)	30.0	46.0	56.0	61.0	63.0
目標実施数	4,443	6,646	7,983	8,571	8,758

被保険者+被扶養者 (人)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
40歳以上対象者数	36,200	35,657	35,122	34,595	34,076
目標実施率 (%)	48.0	60.0	70.0	75.0	77.7
目標実施数	17,277	21,394	24,585	25,947	26,477

② 特定保健指導の対象者数

被保険者

(人)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
40歳以上対象者数	12,834	14,748	16,602	17,376	17,719
動機付け支援対象者	1,283	1,456	1,563	1,529	1,439
実施率 (%)	30.0	43.0	51.0	58.0	63.0
実施数	385	626	797	887	907
積極的支援対象者	3,850	4,367	4,690	4,588	4,317
実施率 (%)	30.0	43.0	51.0	58.0	63.0
実施数	1,155	1,878	2,392	2,661	2,720
保健指導対象者 計	5,133	5,823	6,253	6,117	5,756
実施率 (%)	30.0	43.0	51.0	58.0	63.0
実施数	1,540	2,504	3,189	3,548	3,627

被扶養者

(人)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
40歳以上対象者数	4,443	6,646	7,983	8,571	8,758
動機付け支援対象者	167	258	315	338	341
実施率 (%)	20.0	28.0	34.0	40.0	44.0
実施数	33	72	107	135	150
積極的支援対象者	500	774	944	1,015	1,024
実施率 (%)	20.0	28.0	34.0	40.0	44.0
実施数	100	217	321	406	451
保健指導対象者 計	667	1,032	1,259	1,353	1,365
実施率 (%)	20.0	28.0	34.0	40.0	44.0
実施数	133	289	428	541	601

被保険者＋被扶養者

(人)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
40歳以上対象者数	17,277	21,394	24,585	25,947	26,477
動機付け支援対象者	1,450	1,714	1,878	1,867	1,780
実施率 (%)	29.0	41.0	48.0	55.0	59.0
実施数	418	698	904	1,022	1,057
積極的支援対象者	4,350	5,141	5,634	5,603	5,341
実施率 (%)	29.0	41.0	48.0	55.0	59.0
実施数	1,255	2,095	2,713	3,067	3,171
保健指導対象者 計	5,800	6,855	7,512	7,470	7,121
実施率 (%)	29.0	41.0	48.0	55.0	59.0
実施数	1,673	2,793	3,617	4,089	4,228

Ⅲ 特定健康診査等の実施方法

(1) 実施場所

ア 特定健診

被保険者の現在の法定健診実施率は96.2%であり、法定健診と特定健診における健診データを共有していくことができれば、今後も被保険者に関する健診実施率は同等程度の実施率が期待できる。したがって、今後も事業主が契約している健診期間にて健診を実施していくことが望ましい。

被扶養者については、「被扶養者特定健診」制度を創設し、その実施については各県に散在していることから、三菱化学メディエンス(株)に委託する。

イ 特定保健指導

特定保健指導については、被保険者・被扶養者ともに東京海上日動メディカルサービス(株)に委託する。

(2) 実施項目

実施項目は、標準的な健診・保健指導プログラム第2編第2章に記載されている健診項目とする。

(3) 実施時期

実施時期は通年とする。

(4) 委託の有無

ア 特定健診

被保険者については、各事業所にて健診実施が可能であることから、委託は行わない。
被扶養者については、全国に散在しているため三菱化学メディエンス(株)に委託する。

イ 特定保健指導

標準的な健診・保健指導プログラム第3編第6章の考え方にに基づきアウトソーシングする。
具体的には、被保険者・被扶養者ともに東京海上日動メディカルサービス(株)に委託する。

(5) 受診方法

被保険者は法定健診実施と同様に健診を受ける。

被扶養者の場合、三菱化学メディエンス(株)の「被扶養者特定健診」制度を利用した場合は、三菱化学メディエンス(株)の間で決済を行う。

なお、受診の窓口負担は被保険者・被扶養者ともに無料とする。

(6) 周知・案内方法

周知は、健保ニュース等に掲載するとともにホームページに掲載して行う。

(7) 健診データの受領方法

ア 特定健診データ

被保険者については、各事業主より電子データにて6月以降偶数月締めで健診期間より届いている健診結果を翌月10日までに送付してもらい、それを受領し当組合で保管する。被扶養者については、三菱化学メディエンス(株)より電子データにて受領し、当組合にて保管する。

なお、保管年数は当健保組合が実施した分も含め、5年とする。

イ 特定保健指導データ

被保険者・被扶養者ともに、毎年10月までに前年度実施分の結果について、委託先である東京海上日動メディカルサービスより受領する。

なお、保管年数は5年とする。

(8) 特定保健指導対象者の選出の方法

厚生労働省による階層化に基づき対象者を選出する。

さらに、効率的・効果的な保健指導実施のためにも、健診結果を電子データで提出できるところから優先して選出し、対象者全員に実施する。

IV 個人情報の保護

当健保組合は、三菱自動車健康保険組合個人情報保護管理規定を遵守する。

当健保組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

V 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の周知は、各事業所にパンフレットを送付するとともに、健保ニュースやホームページに掲載する。

VI 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

実際に20年度に開始してからの実態に併せて見直すため、毎年見直すこととなる。

場合は、三菱化学メディエンス(株)の間で決済を行う。

なお、受診の窓口負担は被保険者・被扶養者ともに無料とする。